

熊本市公報

第 1409 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
 熊本市総務局総務厚生課
 発行日 毎月 15 日・末日

目 次

条 例

○熊本市教育委員会組織条例（条例第 56 号）	1399
-------------------------	------

告 示

○平成 27 年度特定計量器定期検査（告示第 621 号）	1400
○障害者総合支援法による居宅介護及び重度訪問介護事業者の指定の廃止（告示第 622 号）	1400
○障害者総合支援法による指定自立支援医療機関の指定（告示第 623 号）	1401
○市道の供用開始（告示第 624 号）	1401
○差押通知書及び配当計算書の公示送達（告示第 625 号）	1401
○市道の供用開始（告示第 627 号）	1402
○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物（告示第 629 号）	1402
○平成 27 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 630 号）	1402
○平成 27 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 632 号）	1403
○平成 26 年度及び平成 27 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 633 号）	1403
○平成 27 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達（告示第 634 号）	1403
○平成 27 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 635 号）	1404
○市道の区域変更（告示第 636 号）	1404
○市道の供用開始（告示第 637 号）	1404
○放置自転車の売却等（告示第 639 号）	1404
○平成 27 年度国民健康保険料納付通知書兼納付書の公示送達（告示第 640 号）	1405
○市道の区域変更（告示第 641 号）	1405
○市道の供用開始（告示第 642 号）	1405
○市道の区域変更（告示第 643 号）	1406
○市道の区域変更（告示第 644 号）	1406
○市道の供用開始（告示第 645 号）	1407
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の廃止（告示第 646 号）	1407

公 告

○開発行為に関する工事の完了（公告第 641 号）	1407
○開発行為に関する工事の完了（公告第 648 号）	1407
○開発行為に関する工事の完了（公告第 649 号）	1408
○開発行為に関する工事の完了（公告第 652 号）	1408

○開発行為に関する工事の完了（公告第 655 号）	1408
○開発行為に関する工事の完了（公告第 656 号）	1408
○平成 27 年度熊本市農用地利用集積計画（第 6 号）の決定及び縦覧（公告第 657 号）	1409
○農業振興地域整備計画の変更の決定及び縦覧（公告第 658 号）	1409
○都市公園の区域変更（公告第 659 号）	1409
西 区	
○住民票の職権消除（西区告示第 7 号）	1410
上下水道局	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 52 号）	1410
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 53 号）	1411
○排水設備指定工事店の指定の取消（上下水道局告示第 54 号）	1411
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 55 号）	1412
○給水装置工事の事業の廃止（上下水道局告示第 56 号）	1412
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 57 号）	1412
病 院 局	
○平成 27 年度熊本市病院局職員採用選考試験案内（医師）（病院局公告第 39 号）	1412
監 査	
○平成 27 年度熊本市一般・特別会計定期監査（工事）結果（監委公告第 12 号）	1413
○平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見（監委公告第 13 号）	1416
○平成 26 年度熊本市一般会計・特別会計（公営企業会計を除く）歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見（監委公告第 14 号）	1417
○平成 26 年度熊本市公営企業会計決算審査意見（監委公告第 15 号）	1419
農 業 委 員 会	
○農業委員会総会の招集（農委公告第 9 号）	1419

条 例

条 例 第 5 6 号

平成 2 7 年 9 月 8 日

熊本市教育委員会組織条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市教育委員会組織条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 条ただし書の規定に基づき、熊本市教育委員会は、教育長及び 5 人の委員をもって組織する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 6 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職する場合においては、この条例中「教育長及び 5 人」とあるのは「6 人」と読み替えるものとする。

告 示

告示第 6 2 1 号

平成 2 7 年 9 月 1 日

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成 5 年政令第 3 2 9 号）第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。

2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検 査 日	検 査 場 所
	検査区域（小学校区）
1 0 月 5 日（月）	託麻原小学校 体育館玄関前
	託麻原
1 0 月 6 日（火）	西原小学校 体育館玄関前
	西原
1 0 月 7 日（水）	帯山西小学校 体育館玄関前
	帯山・帯山西

※ 受付時間 午前 1 0 時から正午・午後 1 時から午後 3 時まで

※ 託麻原小学校会場及び西原小学校会場については、午後のみ受付を行う。

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

3 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 7 0 号）第 3 9 条第 1 項の規定による定期検査実施の場所及び期間

(1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

(2) 所在場所検査に該当する特定計量器

ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。

イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。

ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。

エ 特定計量器の数が多いため又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。

オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

(3) 検査期間

平成 2 7 年 1 0 月 1 日（木）から平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日（月）まで

告示第 6 2 2 号

平成 2 7 年 9 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、居宅介護及び重度訪問介護を行う事業者の指定を廃止するので、同法第 5 1 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 廃止する事業所の名称及び所在地
けあら一が榎指定訪問介護事業所
熊本市東区榎町15番191号
- 2 廃止する事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
株式会社セラム
愛知県名古屋市中区大曾根一丁目26番23号
代表取締役 玉置 正樹
- 3 廃止する事業の種類
居宅介護・重度訪問介護
- 4 廃止年月日
平成27年9月30日

告示第623号

平成27年9月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大西 一 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	ふきのとう薬局 熊大病院西門店	熊本市中央区本庄三丁目1番1号	平成27年9月1日 ～ 平成33年8月31日
2	医療法人桜十字 桜十字病院	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	平成27年9月1日 ～ 平成33年8月31日
3	医療法人博光会 御幸病院	熊本市南区御幸笹田六丁目7番40号	平成27年9月1日 ～ 平成33年8月31日
4	訪問看護ステーション みゆきの里	熊本市南区御幸笹田六丁目7番40号	平成27年9月1日 ～ 平成33年8月31日

告示第624号

平成27年9月1日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区間	
13-483	秋田第84号線	東区秋津町秋田8番3番地先から 東区秋津町秋田229番地先まで	平成27年8月24日

告示第625号

平成27年9月3日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第131条第3号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
3名
- 2 送達をする書類名
差押調書（謄本）
配当計算書

告示第 6 2 7 号

平成 2 7 年 9 月 1 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域	供用開始の期日
		区 間	
7-230	新町3丁目 島崎1丁目 第2号線	中央区新町3丁目9番1地先から 中央区島崎1丁目231番3地先まで	平成27年9月1日

告示第 6 2 9 号

平成 2 7 年 9 月 8 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大西一史

撤去日	名称又は種類	数量	撤去場所	保管開始日	その他
8月18日	はり札等	2	清水本町	8月19日	
8月21日	はり札等	1	帯山	8月22日	
8月27日	はり札等	11	水前寺・山ノ内・新外・小峯・戸島	8月28日	
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町3-1）					

告示第 6 3 0 号

平成 2 7 年 9 月 9 日

平成 2 7 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

年度	料目	期別	納期限	備考
平成 2 7 年度	介護保険料	8 月 期	平成 2 7 年 9 月 3 0 日	公示送達者 7 9 名（登載省略）
		9 月 期	平成 2 7 年 9 月 3 0 日	
		1 0 月 期	平成 2 7 年 1 1 月 2 日	
		1 1 月 期	平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日	
		1 2 月 期	平成 2 8 年 1 月 4 日	

		1 月期	平成 28 年 2 月 1 日	
		2 月期	平成 28 年 2 月 29 日	
		3 月期	平成 28 年 3 月 31 日	

告示第 6 3 2 号

平成 27 年 9 月 10 日

平成 27 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

該当年度	税目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年度	市県民税	3 期	平成 27 年 11 月 2 日	21 名
		4 期	平成 28 年 2 月 1 日	

告示第 6 3 3 号

平成 27 年 9 月 10 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年度	7 月期	510 名
	6 月期	15 名
平成 26 年度	2 月期	2 名

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 9 月 24 日

告示第 6 3 4 号

平成 27 年 9 月 10 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大西一史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年度	7 月期	16 名

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 9 月 24 日

告 示 第 6 3 5 号

平成 27 年 9 月 10 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大西一史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年度	7 月期	157 名
	6 月期	3 名

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 9 月 24 日

告 示 第 6 3 6 号

平成 27 年 9 月 10 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
9-466	榎木第 1 号線	北区榎木 3 丁目 1389 番 4 地先から 北区榎木 3 丁目 1390 番地先まで	旧	4.0~8.0	66.8
		北区榎木 3 丁目 1389 番 4 地先から 北区榎木 3 丁目 1390 番地先まで	新	4.8~8.5	66.8

告 示 第 6 3 7 号

平成 27 年 9 月 10 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域		供用開始の期日
		区 間		
9-466	榎木第 1 号線	北区榎木 3 丁目 1389 番 4 地先から 北区榎木 3 丁目 1390 番地先まで		平成 27 年 9 月 10 日

告 示 第 6 3 9 号

平成 27 年 9 月 11 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項
別表のとおり（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 27 年 9 月 11 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 137 台

告 示 第 6 4 0 号

平成 27 年 9 月 11 日

平成 27 年度国民健康保険料納付通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明で書類を送達することができないため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該書類は熊本市健康福祉子ども局国保年金課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
298 名
上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。
指定期限 平成 27 年 9 月 30 日

告 示 第 6 4 1 号

平成 27 年 9 月 14 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
3-4	新大江 2 丁目 新大江 3 丁目 第 1 号線	中央区新大江 3 丁目 5 1 番 3 地先から 中央区新大江 3 丁目 8 6 番 5 地先まで	旧	3. 2~3. 2	35. 5
		中央区新大江 3 丁目 5 1 番 3 地先から 中央区新大江 3 丁目 8 6 番 5 地先まで	新	3. 8~7. 3	45. 5

告 示 第 6 4 2 号

平成 27 年 9 月 14 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域		供用開始の期日
		区 間		
3-4	新大江2丁目 新大江3丁目 第1号線	中央区新大江3丁目51番3地先から 中央区新大江3丁目86番5地先まで		平成27年9月14日

告 示 第 6 4 3 号

平成 27 年 9 月 14 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
14-1 50	重富 第19号線	東区画図町重富600番1地先から 東区画図町重富600番3地先まで	旧	1.0~1.0	42.6
		東区画図町重富600番1地先から 東区画図町重富600番3地先まで	新	1.0~4.0	51.1

告 示 第 6 4 4 号

平成 27 年 9 月 14 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
4026	新町3丁目 島崎7丁目 第1号線	中央区段山本町203番10地先から 中央区島崎1丁目211番地先まで	旧	21.0~51.0	194.1
		中央区段山本町203番10地先から 中央区島崎1丁目211番地先まで	新	10.0~24.3	194.1
4007	小沢町 上熊本2丁目 第1号線	中央区段山本町203番10地先から 中央区段山本町203番10地先まで	旧	37.2~44.7	38.6
		中央区段山本町203番10地先から 中央区段山本町203番10地先まで	新	34.5~35.2	38.6
4007	小沢町 上熊本2丁目 第1号線	中央区新町3丁目2番12地先から 中央区新町3丁目1番5地先まで	旧	21.5~24.5	45.6
		中央区新町3丁目2番12地先から 中央区新町3丁目1番5地先まで	新	18.9~23.6	45.6

告示第 6 4 5 号

平成 27 年 9 月 14 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域	供用開始の期日
		区 間	
14-150	重富 第 19 号線	東区画図町重富 600 番 1 地先から 東区画図町重富 600 番 3 地先まで	平成 27 年 9 月 14 日

告示第 6 4 6 号

平成 27 年 9 月 15 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種 類
437010 2156	くまもとケアセンターそよ風 熊本市東区山ノ内 3-9-2 7	株式会社ユニマツトそよ風 東京都港区南青山二丁目 12 番 14 号 代表取締役 平家 伸吾	平成 27 年 9 月 30 日	訪問介護 介護予防訪問 介護

公 告

公告第 6 4 1 号

平成 27 年 9 月 1 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町下宮地字居屋敷 7 2 2 番 6
1, 983.48 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区城南町沈目 1 5 0 2 番地
社会福祉法人 恵春会
理事 小林 佳之

公告第 6 4 8 号

平成 27 年 9 月 7 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区富合町古閑字前村田 1 1 0 3 番 4

255.82平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 6 4 9 号

平成 27 年 9 月 8 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区長嶺南六丁目1871番1
1, 218.77平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 6 5 2 号

平成 27 年 9 月 9 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町下宮地字新田397番5
499.79平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 6 5 5 号

平成 27 年 9 月 14 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区山ノ神一丁目3285番2
2, 123.84平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区高平二丁目14番53号
株式会社 川崎ハウジング九州
代表取締役 若林 和彦

公 告 第 6 5 6 号

平成 27 年 9 月 14 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区護藤町字小藤1263番1、1264番1、1303番、1304番、1305番1、

- 1 3 0 5 番 2 及び水路の一部
9 3 8 . 9 6 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区保田窪本町 4 番 3 2 号
株式会社 ルミナスホーム
代表取締役 原本 栄興

公 告 第 6 5 7 号

平成 2 7 年 9 月 1 5 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度熊本市農用地利用集積計画第 6 号を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公 告 第 6 5 8 号

平成 2 7 年 9 月 1 5 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 変更内容

番号	変更した土地の所在	面積 (㎡)	変更理由
1	西区河内町河内字上戸 1 0 3 0 番 1	2 0	農地を農作業準備休養施設（便所）に用途区分変更
2	西区河内町河内字白岩 1 1 0 9 番	1 5	農地を農作業準備休養施設（便所）に用途区分変更
3	西区河内町河内字白岩 1 1 0 8 番 1	2 5 0	農地を選果場に用途区分変更

2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課
熊本市中央区役所総務企画課
熊本市東区役所農業振興課
熊本市西区役所農業振興課
熊本市南区役所農業振興課
熊本市北区役所農業振興課

公 告 第 6 5 9 号

平成 2 7 年 9 月 1 5 日

熊本市都市公園条例（昭和 5 2 年条例第 3 2 号）第 2 2 条の規定に基づき、次のように都市公園の区域変更をするので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局西部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 名称及び位置

名 称 (公園種別・緑地)	位 置	区 域	面積 (㎡)

白川平田十禅寺緑地	熊本市南区平田一丁目 7 3 4 番外 熊本市南区十禅寺二丁目 6 4 8 番外	別紙のとおり (登載省略)	16,851㎡
-----------	---	------------------	---------

(別図登載省略)

区域変更の内容

グランドゴルフ場新設に伴い、区域を変更するもの。

2 変更の期日

平成 27 年 9 月 15 日

西 区

西区告示第 7 号

平成 27 年 9 月 8 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 9 月 1 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示 52 号

平成 27 年 9 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 27 年 9 月 1 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成 27 年 9 月 1 日

2 下水を排除し、及び処理する区域

(1) 東部処理区

東区小山五丁目、東区画図町大字重富及び東区戸島西四丁目の各一部

(2) 南部処理区

南区護藤町、南区出仲間六丁目、南区元三町一丁目及び南区元三町二丁目の各一部

(3) 西部処理区

西区谷尾崎町、西区池上町、西区中原町及び西区上代十丁目の各一部

(4) 富合処理区

南区富合町古閑の一部

(5) 植木処理区

北区植木町小野及び北区植木町岩野の各一部

(6) 城南処理区

南区城南町碓の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

前項に示す区域内

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

- (1) 東部処理区
東区秋津町秋田 5 3 6 番地
東部浄化センター
- (2) 南部処理区
南区元三町四丁目 1 番 1 号
南部浄化センター
- (3) 西部処理区
西区沖新町 4 9 4 4 番地 3
西部浄化センター
- (4) 富合処理区
宇土市高柳町 1 3 8 番地
宇土終末処理場
- (5) 植木処理区
北区鶴羽田町 1 2 番地 1
熊本北部浄化センター
- (6) 城南処理区
南区城南町島田 4 3 8 番地
城南町浄化センター

上下水道局告示 5 3 号

平成 2 7 年 9 月 1 4 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 3 条第 2 項第 2 号及び第 4 号の規定による届出があったので、同規程第 2 2 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 4 2 3 号	熊本市中央区萩原町 1 4 番 4 5 号 株式会社SYSKEN 代表取締役 福元 秀典	平成 2 7 年 8 月 2 4 日
		代表者の異動及び営業所の移転
第 3 5 8 号	熊本市北区植木町今藤 4 1 3 番地 1 有限会社松岡清掃公社 代表取締役 松岡 修	平成 2 7 年 8 月 3 1 日
		代表者の異動

上下水道局告示 5 4 号

平成 2 7 年 9 月 1 4 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 3 条第 1 項の規定による営業の廃止の届出があったことに伴い、同規程第 1 4 条第 1 項第 1 号の規定により熊本市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第 2 2 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	取消年月日
第 577 号	熊本市中央区新町三丁目 1 番 26 号 日栄土木株式会社 代表取締役 辻 龍也	平成 27 年 9 月 1 日

上下水道局告示 55 号

平成 27 年 9 月 14 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 22 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田 勝博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 735 号	熊本市中央区新町三丁目 1 番 26 号 日栄平井株式会社 代表取締役 辻 龍也	平成 27 年 9 月 1 日

上下水道局告示 56 号

平成 27 年 9 月 14 日

次の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田 勝博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第 763 号	熊本市中央区新町三丁目 1 番 26 号 日栄土木株式会社 代表取締役 辻 龍也	平成 27 年 9 月 1 日

上下水道局告示 57 号

平成 27 年 9 月 14 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田 勝博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 789 号	熊本市中央区新町三丁目 1 番 26 号 日栄平井株式会社 代表取締役 辻 龍也	平成 27 年 9 月 2 日

病 院 局

病院局公告 39 号

平成 27 年 9 月 1 日

平成 27 年度熊本市職員採用選考試験案内について、次のとおり公告する。

熊本市病院事業管理者 高田 明

- 1 試験名称 平成 27 年度熊本市職員採用選考試験（医師）
- 2 申込期間 平成 27 年 9 月 1 日（火）から平成 27 年 9 月 30 日（水）まで
- 3 試験区分、職種、採用予定者数

試験区分	職 種	採用予定者数
免 許 資 格 職	医師	1人

4 試験案内配布場所 熊本市市民病院総務課

熊本市ホームページ及び熊本市市民病院ホームページにも試験案内を掲載します。

監 査

監委公告第 1 2 号

平成 2 7 年 9 月 7 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき監査（工事）を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について次のとおり報告書を提出（公表）する。

熊本市監査委員 家 入 安 弘

熊本市監査委員 坂 田 誠 二

熊本市監査委員 飯 銅 芳 明

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

1 監査の対象

(1) 監査対象部署

総務局	危機管理防災総室
財政局	管財課
市民局	区政推進課
環境局	環境共生課、水保全課、廃棄物計画課扇田環境センター、環境施設整備室、東部環境工場
農水商工局	農業政策課、水産振興センター、競輪事務所
観光文化交流局	熊本城総合事務所、動植物園、文化振興課
中央区役所	総務企画課
東区役所	農業振興課
西区役所	農業振興課、農業振興課河内分室
南区役所	農業振興課、農業振興課飽田天明分室、城南総合出張所
北区役所	農業振興課、農業振興課北部分室
教育委員会事務局	施設課

(2) 監査対象工事等

今回監査の対象としたものは、上記部署において、平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までに契約された工事請負及び工事に類する業務委託 3 5 1 件である。

このうち新規事業に伴うもの、随意契約によるもの、契約変更を行ったものなどを重点的に抽出及び選定し、「工事監査実施一覧表」に掲げる 6 7 件の工事及び委託について監査を実施した。

2 監査の期間

平成 2 7 年 6 月 4 日（木）から平成 2 7 年 7 月 1 0 日（金）まで

3 監査の方法

監査にあたっては、特に工事及び委託の計画、設計、積算、契約、施工などが適正に行われているかについて書類を審査し、関係職員に質問するなどの方法で実施した。

4 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

○ 総務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

〔指摘事項 1〕 関係住民等への事前説明等について：危機管理防災総室

- ・ 工事名 熊本市デジタル同報系防災行政無線整備工事
- ・ 工事期間 平成 26 年 10 月 7 日から平成 30 年 3 月 20 日まで

本工事は、同報系防災行政無線のデジタル化と区域拡大をめざし、本庁舎の親局、各区役所などの遠隔制御局、及び中継局・屋外拡声子局など既存設備の更新、更に高潮・津波被害の恐れがある沿岸部や土砂災害危険箇所への新設を行い、災害緊急情報などの市域各所への一斉通知を可能とするものである。

① 関係住民等への事前説明について

担当者を含む関係職員が、工事の発注前に関係住民や地権者に対する説明や協議の必要性を認識していたものの、時間の制約などから結果的に行わないまま発注していた。

工事が広く住民の安全に繋がるものであること、発注後に組織をあげて関係住民等への説明を行っていることなどから、これまでおおむね予定どおりの進捗率で推移しているものの、関係住民等に対する事前の説明や協議を怠ったことは、工事の計画的執行の観点から明らかに実施手順としての適性に欠けるものである。

今後、工事の計画に際しては、より早い段階から関係住民等への丁寧な説明と確実な協議を徹底することで、適正かつ計画的な工事の執行に努められたい。

② 工事の執行に係る態勢の整備等について

営繕工事の執行については、従来から財政局長通達の中で営繕課や設備課に協議することとされており、営繕課では技術支援や事業課に代わって設計や工事監理を行うため、毎年度全庁的に工事の発注計画の照会を行っているが、本工事の計画に際しては、担当者を含む関係職員が通達の該当部分を承知していなかったことから、営繕課等に対し必要な協議を行わないまま、工事の計画から設計、工事監理までを事業課のみで実施していた。

事業課では基本計画や実施設計を専門業者に委託していたものの、仮にこの段階から営繕課等との協議を行っていれば、より充実した執行態勢や技術支援を得られた可能性が高いものと思われる。

このような点からも、毎年度当初に出されている財政局長通達の一部内容を複数の職員が見落としとしていた点は看過しがたく、今後、徹底した再発防止対策に取り組むとともに、工事の計画や執行に際しては、広く関係課と協議を行い、適正な執行態勢の構築に努められたい。

- 財政局 適正に執行されているものと認められた。
- 市民局 適正に執行されているものと認められた。
- 環境局 適正に執行されているものと認められた。
- 農水商工局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

〔指摘事項 2〕 土留工の設置について：農業政策課

- ・ 工事名 無田口排水機場電気設備改修工事
- ・ 工事期間 平成 26 年 10 月 30 日から平成 27 年 3 月 3 日まで

本工事は、設置から 19 年を経過した排水機場の老朽化に伴う改修工事のうち電気設備に係るもので、引込み柱や高圧引込み受電盤をはじめとした各種電気盤など、主要設備の更新を行うものである。

敷地内において、地中に埋設された既設接地極の周囲のみを深さ 1.65 m ほど掘り起こしてこれを撤去する計画としていたが、実際には受注者の判断で当該接地極周辺の広い範囲を 1.7 m の深さまで直掘りを行い、土留工などの崩落防止の対策を設けないまま中で作業を行っており、掘削穴の近傍には建設機械の往来も確認された。

国土交通省の建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編においては、掘削の深さが 1.5 m を超える直掘りを行う場合には原則として土留工をしなければならないこととしており、今回のケ

ースにおいても当該原則を免れる具体的事由は認められず、土留工を設けるべきであったと判断される。

また、掘削穴での作業中には建設機械を近づけないなど、十分な安全上の配慮が必要であったと史料される。

今後地盤の掘削工事において同様の事態を招くことがないように、受注者に対し十分な安全対策の実施を指導するとともに、設計仕様の変更など工事目的物に係る変更に止まらず、施工方法の変更についても、事前協議を行うよう指導を徹底されたい。

- 観光文化交流局 適正に執行されているものと認められた。
- 中央区役所 適正に執行されているものと認められた。
- 東区役所 適正に執行されているものと認められた。
- 西区役所 適正に執行されているものと認められた。
- 南区役所 適正に執行されているものと認められた。
- 北区役所 適正に執行されているものと認められた。
- 教育委員会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

〔指摘事項3〕解体工事における石綿ばく露防止対策について：施設課

- ・工事名 飽田東小学校水泳プール築造工事
- ・工事期間 平成26年6月25日から平成27年3月13日まで

本工事は、飽田東小学校の老朽化した既存水泳プール本体と附属施設を解体撤去し水泳プール及び附属施設の建替を行うものである。

解体工事における石綿のばく露は、深刻な健康被害を及ぼす恐れがあることから、国による石綿障害予防規則や建築物解体工事共通仕様書で厳格なばく露防止対策が規定されている。

本工事では、既存附属施設の一部に石綿含有のスレート板が使用されていたため、設計図書に必要なばく露防止対策のレベルを記載していたものの、施工においては防塵のための湿潤化が行われていただけで、解体の事前調査、呼吸用保護具の着用、手ばらしによる解体など、必要な石綿ばく露防止対策がとられていなかった。

設計図書に石綿含有材の具体的使用箇所記載がなく、いくぶん不明瞭な点があったものの、受注者にあつては規則に基づいて解体の事前調査を行う法律上の義務を怠り、発注者にあつては、受注者から提出された施工計画書の中に石綿ばく露対策の記載がないことに気付かず、工事監理における役割を十分果たしていなかった。

石綿含有材の解体に伴う石綿のばく露は、工事作業員だけでなく近隣住民にも健康障害を発生させる恐れがあることから、工事関係者は法令などを遵守し再発防止に努め、設計、施工管理、工事監理のそれぞれにおいて十分な注意と計画のもと石綿ばく露防止対策を徹底されたい。

5 要望

- 正確な土量計算について：

共通 農業政策課・西区農業振興課・南区農業振興課・北区農業振興課

自然状態の土を掘削や転圧することで体積に変化が起きるが、自然状態の土の体積に対するこれらの体積の割合を土量変化率といい、農業土木工事においては土地改良工事積算基準のなかで、掘削、埋戻し、盛土、残土運搬などに係る積算の際に、これを考慮することとしている。

しかし今回監査を行った工事においては、残土運搬や購入土による盛土、路盤材の数量算出に土量変化率の使い方が適切でない事例が散見されており、いまだ土量変化率についての正確な理解が、十分には浸透していないと推察される。

農業土木の工事を行う関係各課においては、適正な土量計算のため、積算基準に基づく土量変化率の正しい使い方について確認するとともに、関係各課で統一的な運用を行うよう改善されたい。

6 意見

○ 工事における部分引渡しの計画的実施について

複数年度にわたる工事において、その計画や設計段階から工事目的物の広い範囲について工期中の完成と供用開始を予定していたにもかかわらず、設計図書において当該部分の部分引渡しを定めておらず、発注後工事途中における臨時的措置であるところの部分使用により供用を開始していた。

設計図書に部分引渡しを定めなければならない具体的規定は認められないものの、契約約款の部分使用の規定はあくまで工事途中における臨時的な必要性に基づく特例的なものであり、完成した工事目的物の一部について管理責任を受注者に負わせたまま供用を長期間継続することは合理性に欠けるものと思われる。

今後、工事途中に工事目的物の一部の完成と供用を予定している場合には、予め設計図書において引渡しを受ける範囲と時期を明記し、当該部分の完成後は供用開始の前に引渡しを受けるべきものと考えられる。

資料 工事監査実施一覧表（登載省略）

監委公告第 13 号

平成 27 年 9 月 7 日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び同法第 2 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 26 年度熊本市決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びに各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

熊本市監査委員 家 入 安 弘

熊本市監査委員 坂 田 誠 二

熊本市監査委員 飯 銅 芳 明

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

健全化判断比率等審査意見

第 1 審査の概要

この健全化判断比率等審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 2 審査の対象

審査の対象とした比率は、平成 26 年度熊本市決算における健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業会計決算における資金不足比率であり、各比率で適用する本市における会計区分は次のとおりである。（以下、登載省略）

第 3 審査の結果

1 健全化判断比率について

(1) 健全化判断比率の状況

（健全化判断比率の状況は登載省略）

ア 実質赤字比率について

平成 26 年度決算における一般会計等の実質収支額は 3,007,255 千円の黒字であり、実質赤字額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、早期健全化基準 11.25% を下回っている。

イ 連結実質赤字比率について

平成 26 年度決算における一般会計等に公営事業会計（公営企業会計を含む。）を加えた連結実質収支額は 24,809,935 千円の黒字であり、連結実質赤字額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、早期健全化基準 16.25% を下回っている。

ウ 実質公債費比率について

平成 26 年度決算における実質公債費比率は前年度より 0.7 ポイント低下しており 9.9%となっている。したがって、早期健全化基準 25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

平成 26 年度決算における将来負担比率は前年度より 0.1 ポイント低下しており 122.4%となっている。したがって、早期健全化基準 400.0%を下回っている。

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(指定都市の状況及び健全化判断比率の推移は登載省略)

(2) 健全化判断比率の算定項目の前年度比較表 (登載省略)

2 資金不足比率について

(1) 資金不足比率の状況 (資金不足比率の状況は登載省略)

平成 26 年度公営企業会計決算では、交通事業会計以外の会計では資金不足額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、経営健全化基準 20.0%を下回っている。

交通事業会計決算では資金不足額が発生し、資金不足比率は 58.3%となり、前年度より 42.1 ポイント改善しているが、経営健全化基準 20.0%を上回っている。

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。(交通事業会計の資金不足比率の推移は登載省略)

(2) 意見

交通事業では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき「経営健全化計画(平成 21~27 年度)」を策定している。計画の達成状況や効果等を踏まえた見直しが行われ、計画の最終年度である平成 27 年度末においては、資金不足額が解消されることとなっている。

また、平成 26 年度までの計画の進捗状況をみると、バス路線移譲の前倒しや取り組み実績の効果額が計画上の効果額を上回り、予定よりも改善が進んでいる。

平成 26 年度においては、バス 1 路線を民間事業者へ移譲し、平成 26 年度末をもって自動車運送事業を廃止され、バス路線委譲に伴い回転用地等の売却など経営基盤の強化に取り組まれた結果、事業全体での資金不足比率は 58.3% (計画 89.4%) まで改善されている。

同計画の最終年度である平成 27 年度においては、引続き営業収支の改善や資金不足の解消に取り組まれるとともに、依然として厳しい交通事業を取り巻く経営環境の中で、軌道事業のみとなった事業経営における収入の確保や効率化など、新たに策定する経営計画の中で検討し、公営企業として効率的で着実な経営に努められるよう求めるものである。

(3) 資金不足比率の算定項目の前年度比較表 (登載省略)

参考資料 (登載省略)

資料 1 政令指定都市の状況 (前年度)

資料 2 健全化判断比率の推移

資料 3 交通事業会計の資金不足比率の推移

資料 4 用語の解説

監委公告第 14 号

平成 27 年 9 月 7 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 26 年度熊本市一般会計・特別会計(公営企業会計を除く。)歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定められた書類、並びに地方自治法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された平成 26 年度基金運用状況報告書について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

熊本市監査委員	家 入 安 弘
熊本市監査委員	坂 田 誠 二
熊本市監査委員	飯 銅 芳 明
熊本市監査委員	坂 本 邦 彦

平成 26 年度 熊本市各会計決算審査意見

第 1 審査対象

- | | | |
|----|----------|------------------------|
| 1 | 平成 26 年度 | 熊本市一般会計歳入歳出決算 |
| 2 | 同 | 国民健康保険会計歳入歳出決算 |
| 3 | 同 | 介護保険会計歳入歳出決算 |
| 4 | 同 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算 |
| 5 | 同 | 後期高齢者医療会計歳入歳出決算 |
| 6 | 同 | 食肉センター会計歳入歳出決算 |
| 7 | 同 | 農業集落排水事業会計歳入歳出決算 |
| 8 | 同 | 産業振興資金会計歳入歳出決算 |
| 9 | 同 | 食品工業団地用地会計歳入歳出決算 |
| 10 | 同 | 競輪事業会計歳入歳出決算 |
| 11 | 同 | 地下駐車場事業会計歳入歳出決算 |
| 12 | 同 | 熊本駅西土地区画整理事業会計歳入歳出決算 |
| 13 | 同 | 植木中央土地区画整理事業会計歳入歳出決算 |
| 14 | 同 | 奨学金貸付事業会計歳入歳出決算 |
| 15 | 同 | 公債管理会計歳入歳出決算 |

第 2 審査期間

平成 27 年 7 月 9 日から平成 27 年 7 月 27 日まで

第 3 審査方法

審査は、歳入歳出決算書その他政令で定められた歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書の様式の合規性及び計数の正確性、歳入歳出予算の執行状況及び財政運営状況等に主眼をおき、次の方法により実施した。

- 1 各会計の歳入歳出決算書及び同事項別明細書は、歳入歳出原簿、歳入歳出整理簿その他関係帳簿及び証拠書類と照合し、内容の検討を行い計数の正確性、予算執行の適否について審査した。
- 2 実質収支に関する調書は、各会計歳入歳出決算書及び同事項別明細書、繰越明許費繰越計算書等と照合し、内容の検討を行い計数の正確性、財政の運営状況等を審査した。
- 3 財産に関する調書は、関係帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性を審査した。

第 4 審査結果

各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 16 条及び第 16 条の 2 に定められた様式を備えており、計数は関係帳簿と符合し正確であると認められた。

各会計の予算執行では、歳入予算において一部に収入未済や不納欠損となっているもの、繰上充用されているもの、また、歳出予算においては不用額となっているもの、翌年度へ繰越明許費として処理されているものもあったが、適正に執行されていると認められた。

第 5 審査概要（登載省略）

平成 26 年度熊本市基金運用状況審査意見

第 1 審査対象

土地開発基金、美術品等取得基金

第 2 審査期間

土地開発基金 平成 27 年 7 月 17 日

美術品等取得基金 平成 27 年 7 月 17 日

第 3 審査方法

審査は、運用状況報告書の計数等の正確性及び基金の設置目的に沿った運用がなされているかなどに主眼をおき、関係帳簿及び証拠書類を照合検査し、関係職員からの説明を求めるなどの方法で実施した。

第 4 審査結果

審査に付された土地開発基金運用状況報告書及び美術品等取得基金運用状況報告書の計数は関係帳簿と符合し正確であった。また、いずれも設置目的に沿った運用がなされているものと認められた。(以下、登載省略)

監委公告第 15 号

平成 27 年 9 月 7 日

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 26 年度病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、工業用水道事業会計、交通事業会計決算書及び関係書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

熊本市監査委員 家 入 安 弘

熊本市監査委員 坂 田 誠 二

熊本市監査委員 飯 銅 芳 明

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

平成 26 年度熊本市公営企業会計決算審査意見

第 1 審査対象

平成 26 年度 病院事業会計決算

平成 26 年度 水道事業会計決算

平成 26 年度 下水道事業会計決算

平成 26 年度 工業用水道事業会計決算

平成 26 年度 交通事業会計決算

第 2 審査期間

平成 27 年 6 月 5 日から同年 6 月 26 日まで

第 3 審査方法

審査にあたっては、決算書類が各事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、関係帳簿及び証拠書類を照合検査し、関係職員からの説明を求めるなどの方法で行った。

第 4 審査結果

審査に付された決算書類は、いずれも法令の定めに基づいて作成されており、その計数は、平成 26 年度の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

なお、平成 26 年度決算より、地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令(平成 24 年政令第 20 号)及び地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成 24 年総務省令第 6 号)に基づく、地方公営企業会計基準(以下「新会計基準」という。)の適用となっている。

第 5 審査概要(登載省略)

農 業 委 員 会

農委公告第 9 号

平成 27 年 9 月 2 日

熊本市農業委員会総会会議規則(平成 24 年農委規則第 1 号)第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会 会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成 27 年 9 月 8 日 (火) 午後 3 時
- 2 場所 市役所 1 4 階大ホール
- 3 議題
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請 (会許可分)
 - 第 2 号議案 競売買受適格証明願 (耕作目的 : 会許可)
 - 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
 - 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
 - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 (6 号)
 - 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
(農地中間管理機構との賃貸借)
 - 第 7 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
- 4 報告事項
- 5 その他